

公印省略

2 環 保 第 1 2 1 0 号
令 和 2 年 7 月 1 7 日

関係団体の長 殿

福岡県環境部環境保全課長
(大 気 係)

フロン排出抑制法改正の周知について (依頼)

平素より、本県の環境行政に御協力賜りまして心から感謝いたします。

さて、先般、令和2年2月13日付け1環保第1060号「フロン排出抑制法改正の周知について」にて、ご案内し、新型コロナウイルス災禍で延期していましたが、改正法の説明会を、下記のとおり開催します。

つきましては、貴団体会員への周知に御協力頂きますようお願いいたします。

また、改正法の周知と同法の適切な運用を図るため、再度、別添チラシを同封しますので、貴団体会員への周知について、ご配慮いただきますよう、併せてお願いいたします。

記

1 改正法の説明会について

- ・主催 福岡県、(一社)西日本冷凍空調工業会
- ・日時会場など

	福岡会場	久留米会場	北九州会場
日時	令和2年9月10日(木) 令和2年10月20日(火) 午前の部 10:00~12:00 午後の部 14:00~16:00	令和2年8月31日(月) 14:00~16:00	令和2年8月28日(金) 14:00~16:00
場所	福岡県庁	久留米総合庁舎	小倉総合庁舎
対象	機器の管理者、建設・解体業者、廃棄物・リサイクル業者等		
内容	改正フロン排出抑制法の概要等		

2, その他

チラシ等については県ホームページ掲載しておりますので、業務用エアコンや冷凍冷蔵機器を使用されている貴団体会員に周知される際に御活用をお願いいたします。

URL : <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/furon-top.html>

連絡先

福岡県環境部環境保全課
大気係 (担当: 井手)

TEL 092-643-3360 FAX 092-643-3357

E-mail taiki@fihes.pref.fukuoka.jp

「改正フロン排出抑制法」

説明会のお知らせ

- ◆ 2020年4月1日施行の「改正フロン排出抑制法」に関して法改正の背景と概要を説明します。
- ◆ フロン回収業、解体工事業、廃棄物・リサイクル業に関わる法改正がポイントになります。

北九州会場

久留米会場

福岡会場

小倉総合庁舎

大会議室

(北九州市小倉北区内7-8)

2020年 **8月28日** **金**

14:00~16:00 (受付 13:30~)

先着 **30**名

久留米総合庁舎

大会議室

(久留米市合川町1642-1)

2020年 **8月31日** **月**

14:00~16:00 (受付 13:30~)

先着 **45**名

福岡県庁 3F講堂

(福岡市博多区東公園7-7)

2020年 **9月10日** **木**

2020年 **10月20日** **火**

午前の部 10:00~12:00 (受付 9:30~)

午後の部 14:00~16:00 (受付 13:30~)

各先着 **135**名

※駐車場には限りがございます。公共交通機関を御利用ください。

説明会の主な対象者

参加無料

(※事前申込制)

◆ 業務用冷凍空調機器の所有者

~業務用エアコン・冷凍機器を廃棄する際の規制が強化~
機器を捨てる際に
フロン類を回収しないと**即座に** **罰金**

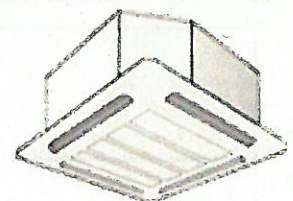
◆ 廃棄物・リサイクル業者

~フロン類の回収が確認できない機器の引取りは禁止~
違反した場合、50万円以下の **罰金**

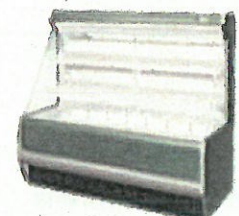
◆ 建築・解体業者

~建物解体時の規制が強化~
書面の写しを3年間保存

業務用冷凍空調機器



業務用空調機器



冷凍冷蔵ショーケース

その他
定置型冷凍冷蔵ユニット
ターボ式冷凍機 等

主催:福岡県、(一社)西日本冷凍空調工業会

お申込み方法は
裏面へ

FAX

受付 No. _____

(一社) 西日本冷凍空調工業会 行
FAX 092-481-6550

改正フロン排出抑制法説明会 「参加申込書」

法人・団体名			
所在地			
申込者連絡先	ふりがな お名前		部署・役職
	TEL・ E-mail		FAX ※参加券はFAXで送りますので 必ず御記入ください
	参加会場 (当該箇所に☑印)	<input type="checkbox"/> 福岡会場(9/10午前) <input type="checkbox"/> 福岡会場(9/10午後) <input type="checkbox"/> 福岡会場(10/20午前) <input type="checkbox"/> 福岡会場(10/20午後) <input type="checkbox"/> 久留米会場(8/31) <input type="checkbox"/> 北九州会場(8/28)	
参加者区分 (当該箇所に☑印)	<input type="checkbox"/> 機器の所有者(ユーザー) <input type="checkbox"/> 廃棄物・リサイクル業者 <input type="checkbox"/> 建築・解体業者 <input type="checkbox"/> 設備業者 <input type="checkbox"/> その他 ()		
参加者	お名前	部署・役職	参加会場(当該箇所に☑印)
			<input type="checkbox"/> 福岡(9/10午前) <input type="checkbox"/> 福岡(9/10午後) <input type="checkbox"/> 福岡(10/20午前) <input type="checkbox"/> 福岡(10/20午後) <input type="checkbox"/> 久留米会場(8/31) <input type="checkbox"/> 北九州会場(8/28)
			<input type="checkbox"/> 福岡(9/10午前) <input type="checkbox"/> 福岡(9/10午後) <input type="checkbox"/> 福岡(10/20午前) <input type="checkbox"/> 福岡(10/20午後) <input type="checkbox"/> 久留米会場(8/31) <input type="checkbox"/> 北九州会場(8/28)
			<input type="checkbox"/> 福岡(9/10午前) <input type="checkbox"/> 福岡(9/10午後) <input type="checkbox"/> 福岡(10/20午前) <input type="checkbox"/> 福岡(10/20午後) <input type="checkbox"/> 久留米会場(8/31) <input type="checkbox"/> 北九州会場(8/28)

※ 記載された個人情報、本説明会の運営及び本県が実施する各種事業の案内のためにのみ使用します。
 ※ 新型コロナウイルス感染防止のため、ご参加の際は必ずマスク着用の上ご来場ください。なお会場では、消毒液の設置、座席と座席の間を2m程度あける等の対応を行っておりますが、非接触での体温測定を行い、高熱のある方・体調の悪い方等のご入場をお断りすることがございます。予めご了承ください。

説明会で聞いてみたい内容、質問等

問合せ先
 (一社)西日本冷凍空調工業会
 〒812-0013
 福岡市博多区博多駅東1丁目11-15
 博多駅東口ビル6F
 TEL 092-471-1530



フロン排出抑制法の改正(2020年4月1日施行)により
**業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を
廃棄する際の規制が強化されました。**

機器は捨てるまできちんと管理を!

**機器を捨てる際にフロン類を回収しないと
即座に **罰金** が科せられます!**

フロン類を回収しないまま機器を廃棄すると、行政指導などを経ることなく
即座に刑事罰(50万円以下の罰金)の適用対象となります。

機器廃棄時には必ず充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。

**フロン類の回収が証明できない機器は
引取ってもらえません!**

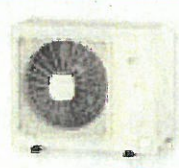


廃棄物・リサイクル業者に業務用エアコン等の処分を依頼する際には、
引取証明書の写しを渡してください。

引取証明書 : 充填回収業者がフロン類を回収した際に発行する書面

フロン排出抑制法の
対象となる機器

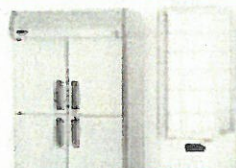
業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器のうち、
フロン類が
使われているもの



店舗用エアコン



ビル用
マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用
ショーケース

など

フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に
甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



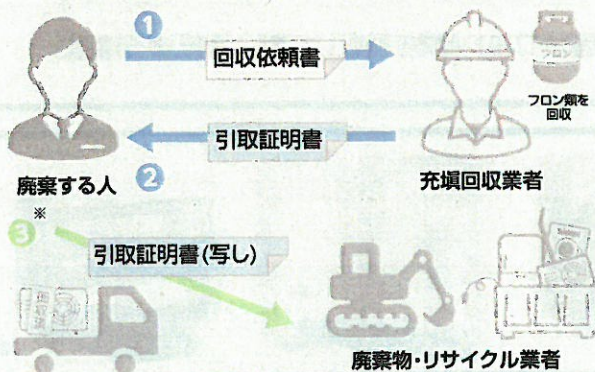
機器を **使用** しているとき

- 保有する**機器の点検**を実施してください。
 - ※簡易点検：**すべての機器**に対し、3ヶ月に1回以上実施。
 - 定期点検：一定規模以上の機器に対し、1年又は3年に1回以上、専門業者に委託して実施。
- 改正** ● **点検の記録は、機器を設置してから廃棄した後も3年間保存してください。**
- フロン類の**充填・回収**は、都道府県に登録された**第一種フロン類充填回収業者のみ**行うことができます。
- フロン類の漏えいが見つかった場合、**修理なしでのフロン類の充填は原則禁止**です。
- 年間漏えい量が一定以上の場合、国に**報告**してください。(フロン類算定漏えい量報告・公表制度)

機器を **廃棄** するとき

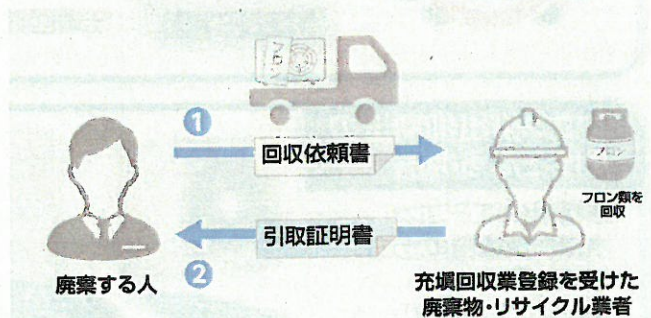
- フロン類の回収を**第一種フロン類充填回収業者に依頼**してください。
- 引取証明書(原本)は**3年間保存**してください。
- 改正** ● **廃棄物・リサイクル業者に機器を引渡す際には、引取証明書の写しを作成し、機器と一緒に渡してください。**(下図左)
 - ※廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができます。(下図右)
- 改正** ● **解体工事の場合には、元請業者から事前説明された書面を3年間保存してください。**

フロン類の回収と機器の処分を **別の** 事業者に依頼する場合



※第三者を介して廃棄物・リサイクル業者へ機器を引渡す場合は、当該第三者(解体工事元請業者等)に引取証明書の写しを渡してください。

フロン類の回収と機器の処分を **同じ** 事業者に依頼する場合



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



■ お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局
<http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>



環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室
 TEL:03-3581-3351 (内線6753)



経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室
 TEL:03-3501-1511 (内線3711)



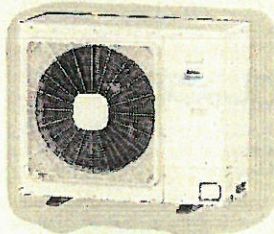
廃棄物・リサイクル業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正(2020年4月1日施行)により
フロン類の回収が確認できない機器の
引取りは禁止されました。

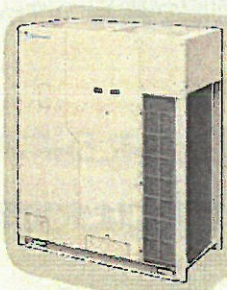
違反した場合には**50万円以下の罰金**が科せられます。

対象となる機器

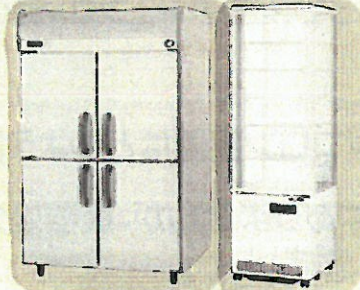
業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの



店舗用エアコン



ビル用マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



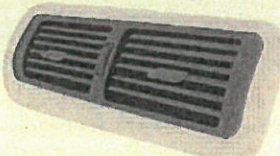
冷凍冷蔵用ショーケース など

引取証明書(写し) でフロン類が回収済みであることを確認したとき

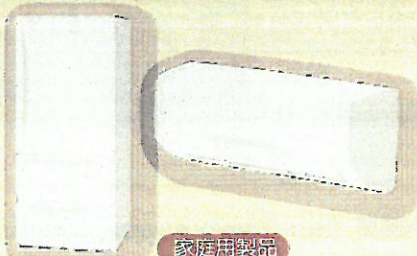
または

充填回収業者として自らフロン類を回収するとき
は引き取ることができます。

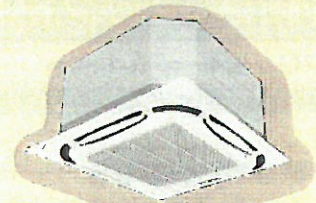
対象とならない機器



カーエアコン



家庭用製品



室内機のみ

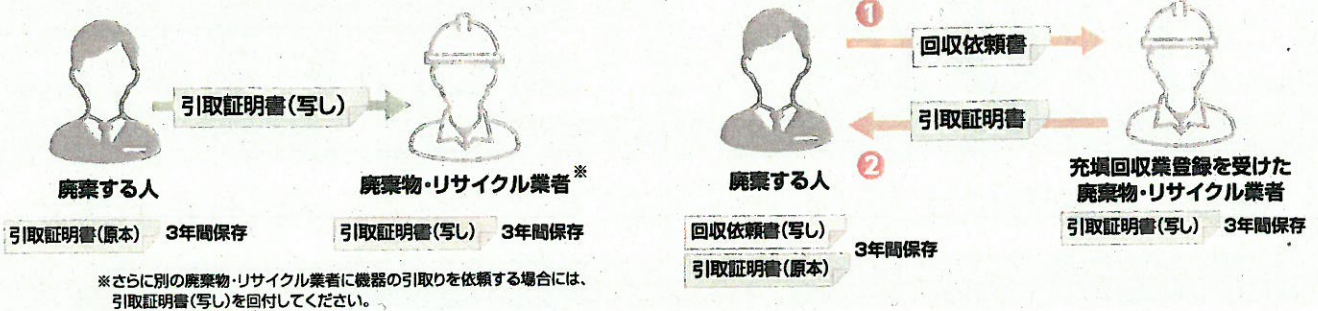
※カーエアコンは自動車リサイクル法、家庭用製品は家電リサイクル法の対象です。

Q 具体的にどういった場合に対象機器の引取りが可能ですか？

A 主に以下の場合に引取りが可能です。

① 引取証明書を受け取った場合

② 自らフロン類を回収する場合



Q 家庭用の製品はどのように処分したらよいのでしょうか？

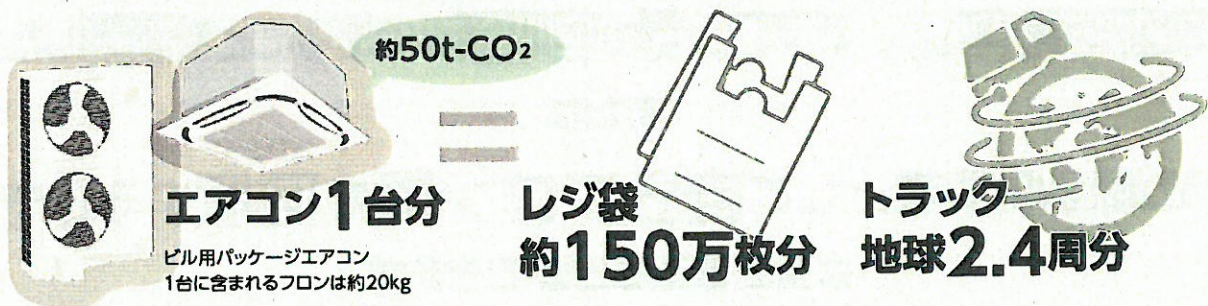
A 家電リサイクル法等に従い、フロン類を回収してください。
※廃棄物処理法によって、処理基準上フロン類の回収が義務づけられています。

Q 可燃性冷媒のノンフロン機器はどのように処分したらよいのでしょうか？

A 冷媒回収の義務はありませんが、機器処分の際には火災等に十分気をつけてください。

フロン類は強力な温室効果ガスです！

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



■ お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351 (内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511 (内線3711)



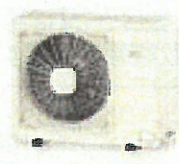
フロン排出抑制法の改正により

2020年
4月施行

建物解体時の 規制が強化されました。

フロン排出抑制法の 対象となる機器

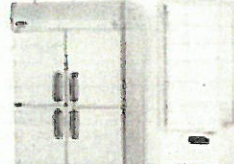
業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器のうち、
フロン類が
使われているもの



店舗用エアコン



ビル用
マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用
ショーケース

など

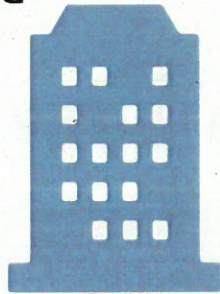
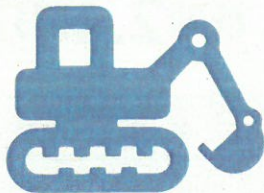
建設・解体業者

やるべきこと

- ① 解体する建物において業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、
その結果を書面で発注者に説明。

改正点 その書面の写しを3年間保存。

- ② フロン類の回収を充填回収業者に依頼。
(工事の発注者から充填回収業者への
フロン類引渡しを受託した場合)
- ③ フロン類が回収されていることを確認し
廃棄物・リサイクル業者に
機器を引渡し。



**フロン類をみだりに放出した場合、
1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金**

工事の発注者



改正点

フロン類を回収しないまま
行う機器廃棄は即座に罰則。

**違反した場合、
50万円以下の罰金**

廃棄物・ リサイクル業者



改正点

フロン類の回収が確認でき
ない機器の引取りは禁止。

**違反した場合、
50万円以下の罰金**

ビル・商業施設の解体工事を依頼されたら……

- 解体する建物において業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の有無を確認します。
- 事前確認書面に結果を記入し、その内容を工事発注者に説明します。
- 書面を工事発注者と解体業者がそれぞれ3年間保存します。

事前確認書面

機器がある場合

機器がない場合

フロン類が回収済み

フロン類が未回収

機器がない場合でも、書面を保存してください!

方法②の場合

- 方法①: 工事発注者から委託確認書をもらい、フロン類の回収を充填回収業者に依頼します。
- 方法②: 工事発注者に対して、発注者自ら(又は第三者に委託して)フロン類の回収を充填回収業者に依頼するよう伝えます。

方法①の場合

- 工事発注者からフロン類の引取証明書の写しをもらいます。

- 充填回収業者から引取証明書の写しをもらい、3年間保存します。

※引取証明書の写しを必要部数用意します。

委託確認書

充填回収業者*



フロン類を回収し、引取証明書を発行します。
*都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者

引取証明書(写し)

○廃棄物・リサイクル業者に廃棄機器を引渡す際に引取証明書の写しを渡します。
引取証明書によりフロン回収済みであることを確認できないと、その機器の引取りは拒否されます!

※廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができます。

フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351 (内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511 (内線3711)



公印省略

2 環 保 第 1 2 2 9 号

令 和 2 年 7 月 1 7 日

関係団体の長 殿

福岡県環境部環境保全課長

(大 気 係)

被災した業務用冷凍空調機器のフロン類対策について（通知）

日頃から、本県の環境行政に御協力賜りまして心から感謝いたします。

環境省から、標記について別添のとおり連絡がありました。

つきましては、趣旨を御理解いただき、災害廃棄物に業務用冷凍空調機器がありましたら、フロン類の回収等が適切に行われますよう貴団体会員への周知について、御協力くださいますようお願いいたします。

連絡先

福岡県環境部環境保全課

大気係（担当：井手）

TEL 092-643-3360 FAX 092-643-3357

E-mail taiki@fihes.pref.fukuoka.jp

事務連絡
令和2年7月9日

各都道府県廃棄物行政主管部(局) 御中
各都道府県フロン排出抑制法担当部(局) 御中

環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

被災した業務用冷凍空調機器のフロン類対策について

フロン排出抑制法の施行につきまして、平素より格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年7月豪雨により各地で被害が生じ、生活環境保全上の支障が生じた損壊家屋や事業所等を解体撤去する場合には災害廃棄物の発生が予想される所であり、その中には業務用冷凍空調機器が含まれる可能性があります。

つきましては、当該機器を処理する際には、環境保全上の観点から、当該機器に残存しているフロン類の回収・破壊等についても併せて行うことが適切であることから、貴都道府県下の関係団体等と十分に連携を図りつつ、フロン類の処理をできる限り推進いただきますようお願いいたします。

なお、これらの処理が、市町村の災害廃棄物処理事業として実施される場合には、実施費用は国庫補助対象となります。

<本件連絡先>

環境省地球環境局地球温暖化対策課
フロン対策室 担当：白川、加藤
TEL：03-5521-8329(直通)
FAX：03-3581-3348
E-mail：furon@env.go.jp

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課 担当：関山、村岡
TEL：03-5521-8337(直通)
FAX：03-3593-8263
E-mail：hairi-shisetsu@env.go.jp